

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 月 2 8 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成 2 8 年 1 月 2 8 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

総務部

総務課、人事課、税務課、債権特別対策室、地籍調査課及び消防課

#### 3 監査の期間

平成27年11月11日から平成28年1月25日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成27年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 財産管理事務について

ア 行政財産使用許可申請に基づく減免措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等に基づき、適切な処理をされたい。

【総務課】

(2) 契約事務について

ア 契約締結の事務処理等が一部不適切である。適切な事務処理をされたい。

【総務課】

(3) 住宅用家屋証明事務について

ア 山陽小野田市住宅用家屋証明事務取扱規則に定める様式に不備がある。適時適切な内容に改正されたい。

【税務課】